

**「デジ育」始まる！**  
**～こども・子育て DX の行動計画～**

令和6年5月21日  
自由民主党政務調査会  
デジタル社会推進本部  
こども・子育て DX プロジェクトチーム

## 目次

1. はじめに.....	1
(1) 安心・便利・充実のこども・子育て政策をすべての世帯へ.....	3
(2) 子育てのイマを変える .....	3
(3) 政府の取組み.....	4
(4) 子育てのイマを変える .....	5
2. 現在の取組みをさらに加速すべき政策.....	6
(1) 母子保健 DX（電子版母子手帳も含む） .....	6
(2) 子育て関連各種申請の「書かない窓口、行かない窓口」の推進 .....	7
(3) 保育.....	7
(3-1) 保育現場における ICT 化の推進.....	7
(3-2) 保活.....	8
(3-3) 就労証明書.....	9
(3-4) 保育給付・監査.....	10
(4) 出生届.....	11
(5) 里帰り出産.....	11
(6) こどもに関する相談業務の DX .....	12
3. 今後、確実に推進・新たに着手すべき政策.....	13
(1) データ基盤の整備.....	13
(2) プッシュ型子育て支援の実現 .....	14
(3) デジタルや AI を活用した相談支援.....	16
(4) 放課後児童クラブへの ICT の導入促進 .....	16
(5) こどもデータ連携実証事業.....	17
(6) こどものヘルスケアにおける継続性・一貫性.....	18
(7) 保育施設における安全対策の強化.....	18
4. DX を推進するための体制の強化 .....	19
(1) こども家庭庁のデジタル政策促進・強化に向けて .....	19
(2) 自治体のこども・子育て DX 司令塔の設置・ICT 人材の育成.....	19
5. おわりに.....	20

## 1. はじめに

### (1) 安心・便利・充実のこども・子育て政策をすべての世帯へ

日本全国の母子を、誰でも・どこでも・切れ目のない母子保健サービスに結びつけることや当事者・家族による母子の健康管理を促すこと等を目的に、母子保健法に「母子健康手帳」が規定されてから約60年が経とうとしている。この母子健康手帳制度の思想に鮮明に表れるように我が国のこども・子育て政策は、半世紀以上前から一貫して、全国すべてのこどもや子育て世帯があまねく十分なサービスを受けられることを目標としてきた。

平成、令和の時代に至り、IT(情報技術)は急速かつ革新的な発展をし、産業や国民生活の様式に大きな恩恵と変化をもたらした。しかしながら、こども・子育て支援サービスは、ITを前提としない時代の法制度による運用上の制限を受け、その利便性等の恩恵が行き届いていなかった。

そこで、こども・子育て DX プロジェクトチームは、この問題意識の下、こども・子育て DX により、旧来の制度を大きく変革させ、安心・便利・充実の三拍子揃ったこども・子育て政策を日本全国津々浦々に行き届かせることを目的に設置された。

本 PT は、次の3点に特に力点を置いている。

- |                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① サービスの受け手である子育て当事者、担い手である自治体・子育て関係事業者の利点</li><li>② デジタル技術を生かしたサービスを開発提供する事業者の利点</li><li>③ ①②の土台となり、かつ、こども・子育て政策の充実を加速させるデータ戦略</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

なお、本 PT は、令和5年12月18日に設置され、5回の関係機関へのヒアリングを重ね（別紙参照）、今般、本提言を取りまとめに至ったものである。

### (2) 子育てのイマを変える

子育て当事者には、書類の作成・保管・提出といった負担を劇的に軽減することにより、目に見える・肌で感じるほどに子育てをしやすくする。また、幼児・小児保育事業者・教育関係者等の子育て関係事業者には、書類作成や管理

に係る業務負担を減らし、保育・教育サービスの質の向上や人材確保を図る。さらに、児童相談所等のこどものセーフティーネットを担う行政担当者・事業者、そして医療者には、自治体毎の縦割りの情報管理による情報共有の障害をなくすこと等により、迅速かつ適切なこどもの保護を実現させる。

次に、自治体毎の情報管理形式や仕様が異なっていたため、スタートアップ事業者の事業参入や新規事業開発を足踏みさせてきた背景を踏まえ、国が共通領域を作ることで、新規参入を促進させる。これにより、こども・子育て分野のITサービスマーケットが拡大し、経済の活性化や競争によるサービスの充実化のみならず、ゆくゆくはこども・子育てデジタルサービス分野の発展拡大そのものが国家の成長戦略の一翼を担うことを目指している。

最後に、国がプライバシー等に十分に配慮したセキュアなベースレジストリや連携基盤を整備することにより、こどもの健康、発育、教育その他の基礎的情報のデータベースを、保護者のみならず関係諸機関が適切な範囲で利用できることを実現する。これにより、各サービスを切れ目なく、かつ、より水準の高いものへ発展し続ける土台を提供する。またこれらの過程で収集された情報は将来的にはこどもの疾病予防対策にも大いに活用できるものである。

これらの政策をより確実に推進するためには、こども・子育て政策におけるデジタルの活用の重要性に鑑み、現状のこども家庭庁のデジタル政策推進体制を抜本的に見直す必要がある。

### (3) 政府の取組み

我が国は、こども・子育てにやさしい社会の実現を目指し、令和5年4月1日にこども家庭庁を設置した。それに先立ち、政府は、こども・子育てをめぐる課題をデジタル技術により解決するため、令和4年12月20日にこども政策DX推進チームを立ち上げ、翌年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、「デジタル社会で目指す6つの姿」の1つに、医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化を掲げ、取り組みを進めてきた。同年12月20日にデジタル行財政改革会議がとりまとめた中間とりまとめにおいても、「デジタルの力を活用して、子育て世帯や保育・相談の現場の負担を軽減し、こどもに寄り添った子育て環境を実現していく必要がある」と記載されている。

当 PT は政府のこの取組みの後押しをすることも目的の1つとしている。今後、こども家庭庁が、本提言の内容を踏まえ、現行のこども・子育て DX の推進に向けた取組方針を改定し、それに沿って関係省庁と連携し計画的に実行することを期待している。

#### (4) 本提言の意義

本提言は、『『デジ育』始まる!』と題し、こども・子育て DX を強力的に推進するための今後の行動計画を示すものである。具体的には、現在のこども家庭庁の取組を前提に、①さらに加速すべき政策、②確実に推進・着手すべき政策を挙げたうえで、それらをより確実に実施するため、③DX を推進する体制の強化について記載した。そして最後に、こども・子育て政策にとって重要な「連携」のあり方や今後のデータ戦略について考察する。

「誰でも・どこでも・切れ目のない」この理念は、戦後から現代に至るまで貫かれる我が国のこども・子育て政策の普遍的な理念である。こども・子育て DX は、この理念をさらに確かなものとして、実現させるために不可欠なものであり、国の未来そのものであるこどもたちのため、国家の発展のため、最重要課題として推し進めるべきと考え、以下、提言する。

## 2. 現在の取組みをさらに加速すべき政策

### (1) 母子保健 DX (電子版母子手帳も含む)

#### ア 問題の所在

- ・ 妊婦・乳幼児健診等は紙による運用が基本となっており、子育て当事者、自治体職員、医療機関にとって大きな負担と手間になっている。
- ・ マイナポータルを通じて、健診の結果等の情報共有も始まっているが、情報が掲載されるまでに、タイムラグがあり、妊産婦へのタイムリーな支援にはつながりにくい状況がある。
- ・ 現状の母子手帳には、重くて持ち運びが不便であることや副読本等も含めて情報量が多く必要な情報を得られにくいという課題がある。他方で、妊娠中の経過やこどもの成長記録、母親の思い等を残すことができ母子の繋がりを感ずることが出来るツールとなる等アナログの良さもある。
- ・ 現在、民間において母子手帳アプリの開発が進んでいるが、アプリごとの ID や自治体独自の ID 等による連携がなされ、アプリ間の互換性や自治体間の情報連携の問題が発生している。

#### イ 提言

- ・ 政府は、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用する情報連携基盤（以下、「PMH」という。）を整備し、令和6年度以降で、その機能の拡充と導入自治体の拡大を図ること。
- ・ 令和8年度以降の母子保健 DX の全国展開に向けて、令和7年度中にPMHを活用する自治体が拡大するように、各自治体のシステム改修費・導入費等の補助を行うこと。
- ・ 住民がより便利に PMH と繋がるように電子版母子手帳を原則とし、スマートフォン（電子版母子手帳等の民間のアプリ）を活用して健診の受診や結果の確認ができるようにすること。
- ・ 令和7年度中に電子版母子健康手帳に係るガイドライン等を発出すること。
- ・ 政府は基本的な機能を備えた電子版母子手帳アプリを自治体が導入する際に追加的な財政支援を行うこと。その際、デジタル庁のデジタルマーケットプレイスを活用するとともに、広域自治体で共同調達を要件とす

ること。

- ・ 妊産婦への支援業務をマイナンバー業務に広く位置づけ、母子保健情報とマイナンバーを連携するとともに、プッシュ型支援を実現すること。
- ・ 母子保健サービスと民間支援サービスとの連携を可能にし、民間サービスも行政と連携できるようにすること。
- ・ 医療機関のカルテ情報との連結については引き続き検討を行うこと（全国医療情報ネットワークとの連携等）。
- ・ 電子版母子手帳等民間のアプリ間のデータポータビリティについて検討を行うこと。

## (2) 子育て関連各種申請の「書かない窓口、行かない窓口」の推進

### ア 問題の所在

- ・ 自治体の窓口で行う子育て関連手続きは数多くあり、複数の窓口にそれぞれ出向き、書類を複数枚記載しなければならず、何度も同じことを書く手間だけでなく、時間もかかり、負担が大きかった。
- ・ 現在、自治体ごとに、妊娠届・出生届等子育て関連手続きのオンライン化や出生届からはじまる各種申請のワンスオンリー、ワンストップ等を実現に取り組んでいるが、これをさらに進める必要がある。

### イ 提言

- ・ 子育て関連の行政手続きのオンライン化を進めること。
- ・ ワンストップを実現する書かない窓口システム導入の検討を進めること。

## (3) 保育

### (3-1) 保育現場における ICT 化の推進

#### ア 問題の所在

- ・ 現在、保育施設における ICT の導入は限定的である。毎日の出欠管理や延長料金の計算、保育日誌の作成、保護者とのやり取り等アナログで手書きが多く、保育士等の事務負担が大きい。保育現場における ICT（以下、「保育 ICT」という。）の導入により、約 60%の業務が削減されたと

- の調査もある。これは、保育の質の向上、離職防止に繋がるものである。
- ・ また、保護者にとっても、施設とのやり取りの負担が軽減することで、連絡や相談がしやすくなり、さらに両者の連携が深まる。
  - ・ 政府は、令和 5 年度補正予算においても、ICT 化推進等補助金の補助率を嵩上げする等一部拡充したが、まだ導入率は都道府県ごとにばらつきがあり不十分である。

## イ 提言

- ・ 保育現場での DX の推進のフェイズ 2（令和 8 年開始）への移行の前提として、保育 ICT の導入は急務である。令和 7 年度中に保育 ICT 導入率 100%を目指し、システム経常費やシステム利用環境整備費（デバイス・通信インフラ等）等必要な財政支援を行うこと。
- ・ 保育 ICT にかかる諸費用等を拠出できるように、保育 ICT 利用を施設基準の 1 つとして評価すること。
- ・ 国や自治体からの積極的に導入の呼びかけを行うこと。
- ・ 保育士の ICT リテラシーの向上につながる、研修の実施等の取り組みをさらに推進すること。

## (3-2) 保活

### ア 問題の所在

- ・ 政府は、「保活」に係る①保護者の負担や②自治体の入所手続等の事務負担の軽減のため、令和 8 年度に向けて、保活ワンストップシステムを構築し、全国展開することを目指している。
- ・ 令和 6 年度は、前年度の上記①②の実態把握を受けて、保活に関わるシステムや行政手続の連携及び入所申請や届出情報のデータセットの標準化の検討を進めるとともに、デジ田交付金 TYPES を活用して保活ワンストップを試行する予定となっている。

### イ 提言

- ・ 国は、デジ田交付金 TYPES を活用した試行を踏まえ、保活に係る必要な手続をワンストップで行うことを可能とする、いわゆる「保活情報連携

基盤」を構築すること。

- ・ API 連携により、民間保活アプリを適切に活用し、保護者にとって使いやすいインターフェースの提供を可能とすること。その際、独占寡占とにならないように十分に配慮すること。
- ・ API 連携により、保活情報連携基盤と園務システムを連携させ、予約等の通知のプッシュ配信を可能とし、保育施設の事務負担軽減を図ること。
- ・ 今後、保活ワンストップシステムの対象を、保育園入所だけでなく、延長保育、一時保育等すべての保育に拡張することを想定し、連携基盤のあり方を検討すること。

### (3-3) 就労証明書

#### ア 問題の所在

- ・ 保育所入所にあたり必要になる就労証明書について、①自治体ごとに様式が異なること、②申請方法がオンライン化されていないこと等から、企業及び保護者の負担が大きいという課題がある。
- ・ 様式の統一については、これまで政府が過去 4 回取組み、子ども子育て支援法施行規則の改正も実施されたが、標準的な様式の活用状況は全自治体の 80%にとどまる（児童の人数ではおよそ 8 割には満たない）。
- ・ 企業が就労証明書作成に要している時間を換算すると、概算であるが約 1000 人が 1 年間毎日就労証明書発行だけを行っているような状況ともいわれる。
- ・ 自治体も同様に、就労証明書に関する問い合わせへの対応や作成に相当の時間を要している。

#### イ 提言

- ・ こども家庭庁において、令和 7 年度入所申請に向けて、令和 6 年春までに「追加項目」の精査・標準化を行い、同年夏までに標準化された「追加項目」をマイナポータル上にデータ化すること。
- ・ 政府は、令和 8 年度の保活ワンストップシステムの実装までにオンライン提出を可能とするため、様式の統一をより一層強力に推し進めること。
- ・ こども家庭庁は、保活情報連携基盤の中で、就労証明情報を管理するこ

とを検討している。就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの保護者の希望も踏まえ、保護者を經由して保活情報連携基盤に取り込む方法を第一としたうえで、メリット・デメリットを検討し、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討すること。

- ・ その検討の際には、勤務先企業を含めたすべてのステークホルダーを巻き込み検討を進めること。

### (3-4) 保育給付・監査

#### ア 問題の所在

- ・ 保育業務のうち、給付、監査等の場面で、多くの書類作成が必要であり、保育士等の事務負担が大きい。自治体によって様式が異なり、複数自治体に施設を持つ事業者にとって大きな負担となっている。
- ・ 自治体においても、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きい。給付・監査について同じ自治体内でも担当部署が異なると書類等の共通化が図られておらず、業務プロセスの抜本的な改善が求められる。
- ・ また、監査については施設運営の観点からの確認に重点が置かれており、保育の質の観点からの確認は十分にできていない。

#### イ 提言

- ・ 政府は、保育業務のワンスオンリー実現に向けて、給付・監査業務等の業務の標準化、保育施設や自治体の業務システムと連携した全国共同データベースを令和7年度中までに整備し、令和8年度以降全国展開を進めること。
- ・ 保育施設の園務システムから全国共同データベースにオンライン提出された情報を、自治体の業務システムに自動的に取り込み機械的に処理することで業務を効率化すること。
- ・ 施設型給付費は基本額（毎月支給）と各種加算で構成されるが、この給付費は多数の項目で構成され、申請業務に時間を要する。算定方式、加算認定申請書や実績報告に係る記載項目や添付書類の省略や簡素化を図ること。

- ・ これらの対策を通して、給付・監査業務等の省力化により生み出されたリソースを保育の質の向上に振り向けることと併せ、保育の質に係る評価の取組の充実を図ることで、自治体・保育施設の職員の業務負担の軽減や保育の質の向上につなげること。
- ・ 保育 ICT 導入に係る費用に対する財政的支援を行うこと。(再掲)

#### (4) 出生届

##### ア 問題の所在

- ・ 現状、出生の届出は、原則として出生の日から 14 日以内に、出生届を作成し、子の出生地・本籍地又は届出人の所在地の市役所、区役所又は町村役場に届け出なければならない(戸籍法 25 条、49 条、51 条)。
- ・ 子育て当事者にとって、出産後の慌ただしい時期に紙の書類を対面で提出することは労力を要し、また、市町村にとっても事務負担が大きい。

##### イ 提言

- ・ 政府は、令和 8 年度を目途に、出生の届出について、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を実現すること。
- ・ その際、医師・助産師が記載する出生証明書については、PMH 等を介して医療機関から自治体に直接提出ができるようにすること。

#### (5) 里帰り出産

##### ア 問題の所在

- ・ 出産前後に里帰りをした妊産婦は、47.1% (うち、同一市町村内への里帰りは 22.8%) にも上る。しかしながら、現状では、自治体間で妊婦健診や伴走型相談支援等の情報が十分に共有されておらず、切れ目のない支援を行うことが難しく、関連する事務手続きも煩雑である。

##### イ 提言

- ・ 令和 7 年度中に、里帰り妊産婦に関する母子保健情報の自治体間連携推進のため、PMH の機能を整備することにより、里帰り先自治体と住民票所在地自治体の間で母子保健情報をスムーズに共有し、切れ目のない支

援を提供するとともに、煩雑な手続きも解消すること。

- ・ 令和 8 年度以降の全国展開を目指すこと。

## (6) こどもに関する相談業務の DX

### ア 問題の所在

- ・ 近年、全国の児童相談所への相談件数は増加傾向にあり、職員への負担が増大している。政府は、児童福祉司を増員する等の対策を行ってきたが、採用に苦戦し、その配置基準をみたせない児童相談所があることが報告されている。
- ・ 児童相談所の新規開設や全国での児童福祉司の急速な増員により、相対的にベテラン職員が減少し、新人や経験の少ない職員が多く、ノウハウや知見の継承が課題となっている。
- ・ 児童相談所（都道府県）における ICT 導入状況にはばらつきが大きく、電話の受付内容や面談記録等を書き起こす作業が頻繁に発生し、職員が本来注力すべき、親子への支援業務の妨げになるケースも少なくない。
- ・ また、こども家庭センター（市町村）の ICT 導入状況にもばらつきがある。

### イ 提言

- ・ 児童相談所やこども家庭センターの ICT 導入や業務支援アプリの活用をより一層推進すること。
- ・ とりわけ、外出先からのダイレクトな業務システムへの入力・参照や一定の条件に合った記録情報の検索・提示の導入を推進し、児童相談所やこども家庭センターの業務の効率化を進めること。
- ・ その他、音声情報のデータ化、過去の記録情報の電子化、複数自治体等関係機関間における情報連携プラットフォームの構築等により、現場の業務効率化と質の向上を図ること。

### 3. 今後、確実に推進・新たに着手すべき政策

#### (1) データ基盤の整備

##### ア 問題の所在

- ・ こども・子育てDXを推進するためには、まず、拡張性をもったデータ基盤を整備することが必要であるが、現状は、保育園等一部の登録（ここdeサーチ）にとどまる。
- ・ こども・子育て支援情報公表システムとして、「ここdeサーチ」（認可保育所、認定こども園、子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園及び一部の私学助成園（学校法人以外によって設置される幼稚園を含む）、地域型保育事業及び認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）のうち、市町村等において情報登録が行われた施設の情報を掲載）があるが、施設・行政側の入力負担が大きく、かつインセンティブがなく、十分に情報更新がされず情報の精度が低い。
- ・ データの標準化、政策立案や公共サービスの提供に必要な情報の集約、一元的な施設の情報の管理等のためには、施設レジストリの整備が必須である。

##### イ 提言

- ・ 施設型給付・地域型保育給付を受ける施設・事業者に限らず、その他のこどもに関係する施設・事業者も含め横断的に活用可能な一元的に管理できるデータベース（施設レジストリ）を構築すること。
- ・ これにより、各種の行政事務において施設・事業者の特定や基本情報の参照を可能とするとともに、自治体による展開・集約を省いたサービス・情報の提供や調査の実施を可能とする等、業務の迅速化と自治体の負担軽減を実現すること。
- ・ 施設レジストリにおいて、保育施設だけでなく、こども子育てに関連する施設（保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、学校等）に関する包括的な情報を管理し、整理すること。令和6年度中にその後の拡張を見込んだ採番ルールや登録項目の標準化についての検討を開始し、それに基づき令和7年度から試験的な運用を目指すこと。
- ・ こども家庭庁は、デジタル庁と連携して、子ども・子育て支援法59条に

係る 13 事業についてもベースレジストリとして整備すること。

- ・ 制度ごとにバラバラに施設を管理するのではなく、施設レジストリという枠の中で、分野ごとに整理を行うこと。
- ・ こども家庭庁が構築する施設レジストリの登録にあたり、事業者認証は、デジタル庁が提供する法人・個人事業主向け認証基盤 g BizID の登録を前提とすること。
- ・ 将来的には、従業者レジストリも整備すること。従業者レジストリは付番をし、給付・監査等の基盤と連携できるようにすること。

## (2) プッシュ型子育て支援の実現

### ア 問題の所在

- ・ 現状、子育て支援制度やその申請方法が複雑、かつ、自治体ごとにばらつきがあり、忙しい子育て当事者にとって必要な情報を自ら調べて把握することは難しい。
- ・ 自治体からの情報提供も、紙媒体、ホームページ、SNS 等様々な方法・タイミングで提供され、支援制度が利用し難い原因となっている。
- ・ 事業者にとっても、子育て支援制度情報が構造化されておらず活用が難しい。

### イ 提言

- ・ こども家庭庁は、総務省が令和 6 年度に行う全国の子育て支援制度の網羅的な調査を踏まえ、支援制度の所管省庁やシステムを管理するデジタル庁と連携し、データ連携しやすい形で構造化すること。
- ・ 令和 6 年度中に子育て支援レジストリとして整備し、誰もが利用できるものとしてオープンデータ化すること。
- ・ 令和 7 年度以降に子育てアプリとの連携により、必要な情報を最適なタイミングに先回りして配信することができる仕組みを実現すること。
- ・ 学齢期の支援制度も含め制度レジストリを整備すること。
- ・ こども家庭庁は、自治体が提供する子育て支援制度やサービスを、共通フォーマットを活用して政府基盤に登録・更新、オープンデータ化することを自治体に促すとともに、そのために必要な支援を実施すること。

- ・ こども家庭庁及びデジタル庁は、子育て支援制度の利用状況やデジタル化の状況等を定性的・定量的に把握し、子育て支援レジストリの運用について継続的な見直しを行うこと。
- ・ 政府は、民間のアプリ事業者と自治体のマッチングを主導し、利用者に対しては、様々なアプリや情報の中からどのようなサービスがあるか一目でわかるように提示すること。

### (3) デジタルや AI を活用した相談支援

#### ア 問題の所在

- ・ 政府は妊婦や子育て家庭のための伴走型相談支援等、様々な取組みを行っているが、こどもや子育て家庭の中には、手続きの複雑さや心理的ハードル、物理的制約等から適切な相談支援に繋がることができないケースがある。
- ・ 現在、例えば、山形市は民間事業者に委託し、妊産婦や子育て当事者に対し、チャット相談やオンライン面談を提供している。このようにデジタルや AI を活用し、24 時間 365 日対応可能なより切れ目のない相談支援を検討する必要がある。

#### イ 提言

- ・ デジタルや AI を活用した相談支援の方法を具体的に検討すること。
- ・ 先行事例の効果を検証するとともに、優良事例については横展開を行うこと。

### (4) 放課後児童クラブへの ICT の導入促進

#### ア 問題の所在

- ・ 共働き世帯は年々増加し、放課後児童クラブの利用のニーズも高まっている。政府も、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日策定）に掲げた受け皿の拡大を加速化プランの期間中（令和 8 年度まで）のできるだけ早期に達成できるように取り組むこととしている。こども家庭庁と文科省は、令和 5 年 12 月 25 日にとりまとめた放課後児童対策パッケージ

では、放課後児童クラブの受け皿整備等を推進している。

- ・ 上記こども家庭庁・文科省のパッケージで、放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善等が行われ、これまでに比して大きな拡充がなされたものの、放課後児童クラブの職員の配置について、概ね 40 人以下を 1 単位として放課後児童支援員 2 名以上を配置しなければならないとされており、その業務負担は大きい。
- ・ なお、放課後児童クラブにおける ICT 導入の対象となる主な業務は、利用申請の管理、入退室の記録・管理、保護者からの欠席・遅刻の受付、保護者への連絡、職員の出退勤管理等が考えられる。
- ・ ある調査によると、放課後児童クラブへの ICT の導入により、労働環境の向上と業務負担の軽減が図られた。しかしながら、現在の導入率は 30%未満である。

## イ 提言

- ・ 令和 6 年度中に放課後児童クラブの ICT 導入に係る調査を行い、導入状況や活用状況を可視化すること。
- ・ 政府は、放課後児童支援員に対する ICT 導入に係る研修や、ICT 利活用の好事例の横展開等、利活用支援を行うこと。
- ・ 令和 7 年度中に放課後児童クラブの利用手続きに関わる DX 推進実証事業を実施すること。
- ・ 将来的には、保活ワンストップシステム同様のシステムを放課後児童クラブにおいても構築することを目指すこと。

## (5) こどもデータ連携実証事業

### ア 問題の所在

- ・ こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待・いじめ・不登校等ますます厳しさを増している。しなしながら、厳しい状況に直面することもや家庭の状況は周囲から見えにくく、支援が届きにくい。デジタル技術の活用により、こどもや家庭に関する情報やデータを連携し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するとともに、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることが必要である。

- ・ 政府は、令和5年度において、地方自治体が保有する個々のこどもや家庭の住民記録、教育、保育、福祉、医療等の情報を、分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適切な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる実証事業を行っている。

## イ 提言

- ・ こどもデータ連携実証事業を全国の自治体に展開すること。
- ・ こども家庭庁は、関係省庁と連携し、経済的に困窮する家庭の特定やプッシュ型支援の実現のため省庁の枠を超えてデータを活用できるように検討を進めること。
- ・ 活用するデータについて個人情報保護法における扱いの整理を進めること。
- ・ 自治体間のこどもの情報連携を促進するために、こどもや家庭に関するデータを標準化し、他自治体と共有できる仕組みを整備すること。(マイナンバーの活用等を検討)
- ・ 虐待やいじめ、不登校等の早期発見や未然防止のため、ICTの活用を促進するとともに、AI等の活用の可能性を含めリスク判定の精度をあげるための研究を推進すること。

## (6) こどものヘルスケアにおける継続性・一貫性の確保

### ア 問題の所在

- ・ 母子保健情報の連携基盤である PMH は、連携する機関を医療機関に限っており、現状では、母子保健情報と学校健診の結果が連結されていない。
- ・ また、学齢期の支援制度にも子育て支援制度と同様の課題があり、当事者目線に立った制度の整理が必要である。

### イ 提言

- ・ PMHに誰が参画するかについて、こどものヘルスケアという視点から再検討し、必要に応じて、PMHへの連携を拡充すること。

- ・ 学校健診 PHR 導入を推進し、母子保健情報と学校健診の有効な連結を実現すること。
- ・ 学齢期においても、必要な支援が行き渡るように、学齢期の支援制度についても適切に整備すること。

## (7) 保育施設における安全対策の強化

### ア 問題の所在

- ・ 2022 年に全国の保育施設等で、こどもが死亡したり、大けがをしたりする重大事故は 2461 件発生している。前年より 114 件増え、15 年に集計を開始して以降、7 年連続で最多を更新した。
- ・ そのような中で、誰でも通園制度が令和 7 年に全国展開する。日頃の保育等で特性を把握している児以外も受け入れることになり、安全対策を強化する必要がある。
- ・ しかしながら、保育施設等は慢性的な人手不足。送迎用バスに対する安全装置の導入率は 100%を達成したところであるが、午睡センサー等のテクノロジーも活用し、業務負担を軽減するとともに、一層安全な保育環境を作ることが望ましい。
- ・ 現在、保育環境改善等事業において、安全対策に資する設備等の導入支援が行われているところであるが、保育施設等での導入をさらに促進させる必要がある。

### イ 提言

- ・ まず、保育園の安全対策に対するテクノロジーの活用状況についての実態調査を行うこと。
- ・ 政府は、安全対策にテクノロジーを活用することの重要性について啓蒙し、研修を行うこと。
- ・ 睡眠中の事故や虐待・性被害防止対策に必要な機器（午睡センサー、AI 見守りカメラ等）等、こどもの安全対策に資する設備等の導入についての財政支援を拡大すること。

## 4. DX を推進する体制の強化

### (1) こども家庭庁のデジタル政策推進・強化に向けて

#### ア 問題の所在

- ・ こども・子育て政策を効果的に実施するためには、デジタル政策が必須である。こども家庭庁に十分な人材を配置する必要がある。
- ・ こども・子育てに関する情報やデータは、省庁間、自治体間、国と自治体間、年代ごと、民間と行政間等で分断されている。これがスムーズに流れるよう、国にこども・子育て DX の舵取りを行う部署が必要である。

#### イ 提言

- ・ こども家庭庁内の職員数を増員し、こども・子育てデジタルを専門に扱う人材の配置や常設の組織（部局）を設置すること。
- ・ これらの担当者により、こども・子育て DX を支えるそれぞれのシステムとデータを整理すること。

### (2) 自治体のこども・子育て DX 司令塔の設置・ICT 人材の育成

#### ア 問題の所在

- ・ 自治体のマンパワーが不十分、あるいは、デジタル人材の不在により、こども・子育て DX に対応しきれない場合がある。

#### イ 提言

- ・ 小規模自治体も含めすべての国民が行政サービスを享受できる持続可能な体制を維持するために、都道府県と市区町村が連携した推進体制の充実強化を促進するとともに、国の支援策を拡充し、既存施策も含めパッケージ化すること。
- ・ デジタル庁等において、自治体の職員を受け入れ、業務を通じてデジタル人材を育成すること。
- ・ 数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアムにおける活動や、大学・高専の優れた教育プログラムを国が認定する制度を通じて、デジタル人材育成を推進すること。

## 5. おわりに

本提言は、デジタル社会推進本部のこども・子育て DX プロジェクトチームとしての初めての提言であり、これを今後の活動計画とすべく、取り組むべき政策を網羅的に記載した。これにより、子育て当事者や自治体・子育て関係事業者が「煩わしい」「不便」、一部においては「地域差がある」と感じていたことを DX による取組みで解消し、「変わった」「よくなった」と肌で感じる環境を作り上げることを目指している。もっとも、この取組みを急ぐあまり、個別政策や自治体ごとでアドホックなインフラ整備やシステム構築をすることは望ましくない。こども・子育てDXに取組む入口の段階から、情報管理やシステムの共通領域の作成・提供、全国的なこども・子育てデータベースや連携基盤の構築を見据え、こども家庭庁を中心として国が、責任をもって各サービスの基礎となる部分の一元的設計を主導することが必要である。この横断的な基礎部分を国が担ってこそ、民間事業者の活力をこども・子育てDXに呼び込み、子育て当事者や各自治体とのより緻密な連携を実現することができるものと考えられる。

また、本提言にある政策を実現していく過程においては、PMH 導入自治体や母子保健医療機関の割合、子育て支援制度の自治体ごとの利用率、保育 ICT の導入率等を可視化するとともに、情報連携基盤と自治体・民間サービスの接続の状況等を確認する等、PDCA サイクルを適切に回し、こども・子育て政策の効果測定を適切に行うことが必須である。

そして将来的には、このこども・子育てDX分野においても、データ戦略の観点が重要になる。現在、本分野においては、現場においてデータを適切に活用できるようインフラ整備をしている段階であるが、将来的には収集された情報をこどもの疾病予防対策等に活用する等、得られたビッグデータを活用した新たな価値の創出も視野に入れる必要がある。この点は、次回の提言を見据え、検討を進めるものとする。

「デジ育」始まる！－この提言とともに、こども・子育て DX の取組が確実に前に前進することを強く願っている。

以上

**こども・子育て DX PT ヒアリング実績**

日時	テーマ / ヒアリング先
第1回 令和5年12月18日(月)	こども DX 政策の進捗状況について ・こども家庭庁 こども DX 推進協会の取組について ・こども DX 推進協会
第2回 令和6年1月24日(水)	保育 DX について ・練馬区 ・神戸市 ・キッズコネクト株式会社 ・株式会社コドモン
第3回 令和6年2月9日(金)	母子健康手帳のDX化の取り組みについて ・北九州市 ・母子モ株式会社 ・株式会社ミラボ
第4回 令和6年2月28日(水)	必要な情報を最適に届ける仕組みの構築について ・東京都デジタルサービス局 ・一般財団法人 GovTech 東京 ・西条市経営戦略部 ・株式会社 Bot Express
第5回 令和6年3月21日(木)	児童相談所業務のDXについて ・こども家庭庁 ・NTTテクノクロス株式会社 ・江戸川区 保育園の入園時等に必要な就労証明書のデジタル化について ・一般社団法人コーポレート機能協会 ・こども家庭庁